

# 鶴居村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施 要綱

## （目的）

**第1条** この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施について、必要な事項を定めるとともに、村を応援しようとする法人からの寄附金を財源として、鶴居村創生総合戦略に掲げる事業を実施することにより、地方創生及び持続可能なまちづくりを実現させることを目的とする。

## （寄附金の使途）

**第2条** この要綱に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）は、内閣府に地域再生計画として認定された事業（第5条において「対象事業」という。）に充てるものとする。

## （寄附の申出）

**第3条** 寄附をしようとする法人（以下「寄附者」という。）は、あらかじめ鶴居村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書（別記様式第1号）を提出して寄附を申し出るものとする。

## （寄附金の額）

**第4条** 寄附金の額の下限は、10万円とする。

## （寄附金の受領等）

**第5条** 村長は、前条の規定により寄附者から申出のあった寄附金額のうち、当該申出がされた年度の対象事業の実施に要した費用の範囲内で寄附金を受領するものとする。

2 村長は、前項の規定により寄附金を受領したときは、鶴居村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附受領書（別記様式第2号）を寄附者に交付するものとする。

3 対象事業の事業費が確定する前に寄附の受領を行った場合、村長は、事業費が確定した後に寄附者に対して鶴居村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費の確定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

4 村長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

（1） 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

（2） 前号に定めるもののほか、村長が特に必要と認めるとき。

(寄附金の管理)

**第6条** 村長は、寄附金の適正な管理を行うため、寄附の記録を寄附金台帳（別記様式第4号）により保存するものとする。

(感謝状の贈呈)

**第7条** 村長は、寄附者に対して、感謝状を贈呈することにより、謝意を表するものとする。ただし、寄附者が辞退したときは、この限りではない。

(公表)

**第8条** 村長は、この要綱に基づく寄附を行った企業の名称、寄附金の額等について、村のホームページへの掲載その他の適当な方法により公表するものとする。ただし、寄附者の了承が得られないときは、この限りでない。

(適用除外等)

**第9条** 主たる事務所又は事業所が村の区域内に存する法人及び不動産、動産その他の現金以外の物件による寄附については、この要綱の規定を適用しない。

2 前項の規定は、同項の法人及び物件による寄附を妨げるものではない。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、令和4年5月24日に施行し、令和4年4月1日から適用する。